

精神保健福祉法改正後の保健所の役割についての全国保健所長会意見

2013. 11. 7.

全国保健所長会

地域保健の充実強化に関する委員会

1. 基本的考え方

- 1) 全国保健所長会は、今回の法改正の趣旨である精神障害者の人権の擁護と精神科医療の質の向上に、全面的に賛成である。
- 2) 全国の保健所は、改正法及び指針に沿って、日本の精神科医療保健福祉の改革に、寄与することを目指し、以下の様な役割を担うべきであると考えている。
- 3) 以下の機能を果たすために、保健所の予算及び人員体制の強化が必要であり、特に、市が設置する保健所の精神保健業務についての権限及び業務の再考が必要である。

2. 精神科医療の機能分化の促進

- 1) 保健所は管内精神科病院（精神科病床を持つ全ての医療機関）への精神科病院実地指導権限を持つ。
- 2) 実地指導における指定医は、精神保健福祉センターや公立病院等の公的機関に勤務する指定医に限定することが望ましい。
- 3) 保健所は、病院報告及び精神保健福祉調査（630 調査）の資料に基づき、改正法施行後の新規入院患者の入院期間（原則1年以内）や再入院率及び1年以上の長期入院患者の退院状況を把握分析し、その改善や推進に向けて病院に対する指導監督を行う。
- 4) 管内精神科病院の医療体制について、医療計画に記載するに当たって、平均在院日数や長期入院患者の退院促進の目標数値を明確にし、計画の進行管理を行う。

3. 地域精神保健の役割

- 1) 未治療者は勿論、治療中断者や再入院を繰り返す精神障害者への相談支援体制づくりのため、保健所は、地域の病院や診療所等と連携協力してアウトリーチ体制を構築するとともに、その運営体制について調整・管理を行う。
- 2) 措置及び医療保護での入院患者に対しては、入院早期から退院に向けての支援を行う。

4. 地域精神福祉への働きかけ

- 1) 市町村が行う精神障害者への生活支援体制を分析評価するとともに、体制強化に対して支援を行う。特に、地域移行・地域定着の支援実績を常に把握し、精神科病院、

市町村、支援事業所の連携体制づくりを行う。

- 2) 精神障害者の地域生活支援のための社会資源状況を市町村と協力して、常に把握するとともに、その不足の改善に、地域全体での整備を働きかける。

5. 指針及び医療計画における精神分野の見直しについて

- 1) 今回の法施行後、その趣旨に沿った各都道府県の医療計画における精神疾患の医療体制及び精神科病床の基準病床の見直しが早急におこなわれるべきである。
- 2) 次回医療計画においては、精神疾患に関しても、課題解決に向けての圏域ごとの議論・検討による圏域計画策定を必須とする。